

イギリス会計基準における資産価値評価 : value to the businessの研究

川島, 健司

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei journal of business / 経営志林

(巻 / Volume)

44

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

59

(終了ページ / End Page)

70

(発行年 / Year)

2008-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007145>

〔論文〕

イギリス会計基準における資産価値評価

— value to the business の研究

川 島 健 司

— 目次 —

- 1 問題提起
- 2 資産再評価の会計基準
- 3 value to the business の起源
- 4 Sandilands Report
- 5 学説
- 6 1990年代におけるコメントレターの分析
- 7 結論

1 問題提起

本研究の目的は、イギリスの会計基準において特有にみられる“value to the business”とよばれる資産価値の測定基準について、これが同国の会計基準において生成され、かつ現在に至るまで定着してきた論理を明らかにすることである。まずは、この問題を明確にし、これを扱う意義と背景について述べる。

value to the business とは、企業が保有する資産の価値を「もし当該資産を失った場合に被ると予想される損失の最少額」として評価する測定基準をいう。あくまで保有している資産に対して剥奪を想定することから、これは剥奪価値 (deprival value) とも呼ばれている。イギリスでは、固定資産の簿価を時価に再評価する場合、すべてこの基準によって資産価値を算定することが要求されている。

value to the business は、日本の文献において「企業にとっての価値」あるいは単に「企業価値」と訳されている¹⁾。企業価値といえは、一般的には将来の配当あるいはキャッシュフローの割引現在価値が想定されるが、イギリス会計基準にはそのいわゆる企業価値とは似て非なる概念が存在しているといえる²⁾。

それでは、なぜイギリス会計基準において、資産価値をこのように捉えて測定するのか。これが本研究の基本的な問題である。この問題を論じる意義あるいは背景として以下の2つがある。

第1に、イギリス会計基準をみても、この測定基準が採用されている理由について明示的な説明が存在しないこと、にもかかわらず、これが暗黙のうちに何ら当然のことごとく同国の会計実務に浸透していることである³⁾。また、会計基準のみならず、1999年に公表された同国の概念フレームワーク⁴⁾においてもこの概念が資産評価の方法として明記されているが、これを採用するに至った背景説明に関する記述はみられない。さらに、同国でこの概念が用いられている理由が不明であるという認識は、筆者のような国外者のみならず、同国の実務担当者や学者にさえもあるようである⁵⁾。これらのことから、この概念が用いられている歴史的背景や現代的な合理性を明示化させようとする試みは意義があると考えられる⁶⁾。

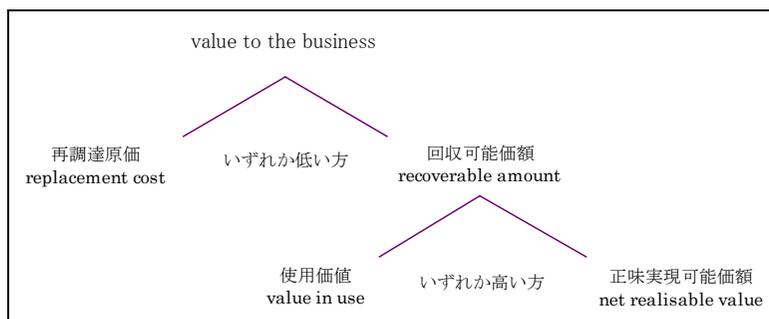
第2に、資産価値の測定基準を調和化する試みが国際会計基準審議会 (IASB) を中心に活発化していること、しかしながらイギリスにおける value to the business の概念には十分な焦点が当てられていないことである。IASB は2005年11月に測定問題に関する討議資料⁷⁾を公表している。この議論の過程で、国際会計基準における公正価値 (fair value)⁸⁾とイギリスにおける value to the business の調和化は重要な論点であると考えられるが⁹⁾、討議資料において十分な検討はなされていない。そこで、同国における測定基準の発展過程やその論理を解明し、理解を深めておくことが必要であると考えられる¹⁰⁾。

2 資産再評価の会計基準

本節では、まず value to the business の概念について説明する。value to the business の測定基準に直接関係する会計基準は、1999年2月に公表された FRS15号「有形固定資産」である。イギリスでは、土地や建物などの有形固定資産を取得した後に、簿価を value to the business の測定基準にもとづいて再評価することが認められている¹¹⁾。

value to the business によれば、資産価値はもし当該資産を失った場合に被ると予想される損失の最少額と定義される。この金額は具体的に、再調達原価 (replacement cost) と回収可能価額 (recoverable amount) のうちいずれか低い方の価額であるとされている。回収可能価額とは、正味実現可能価額 (net realizable value) と使用価値 (value in use) のいずれか高い方の金額をいう¹²⁾。図表1はこれらの関係を図示している。

図表1 value to the business



(出所) Accounting Standards Board, *Discussion Paper: Measurement of tangible fixed assets*, ASB, 1996, par. 2. 18.

このように金額が決定される根拠は次のとおりである。例えば、ある資産 A が失われると、A を利用することで得られる回収可能価額 (x とする) も同時に失われる。しかし x は A を再調達すれば回復する。したがって、A を失うことによる損失の最少額は、 x ではなく A の再調達原価 (y とする) で測定できると考えられる。ただし、A が再調達されるのは x より A の再調達原価 y が低い場合に限られる。もし逆の場合は A を再調達することは無意味になるからであり、A の再調達は行われまいであろう。したがって、この場合は x をもって A を失うことによる損失の最少額と考えられる。以上の結果、value to the business は、再調達原価と回収可能価額のいずれか低い方の金額ということになる。

3 value to the business の起源

それでは、なぜ value to the business か。これを明らかにしていくために、本節では、イギリス会計基準における value to the business の起源を特定化する。具体的な作業は、FRS15号が設定された経緯を歴史的にさかのぼり、この過程で value to the business が現れた時点を確認することである (図表2)。結論から先に述べると、その時点は1975年である。以下では、時間軸を現在から過去へさかのぼるかたちで生成過程を明らかにする。

まず、FRS15号の設定過程でイギリス会計基準委員会 (ASB) から公表された書類に着目する。これには、2つの討議資料と1つの公開草案がある。

1993年 3月	討議資料「財務諸表における測定」 (The role of valuation in financial reporting)
1996年10月	討議資料「有形固定資産の測定」 (Measurement of tangible fixed assets)
1997年10月	公開草案 FRED17号「有形固定資産の測定」 (Measurement of tangible fixed assets)

これらの書類の内容を簡潔に要約すると、1993年の討議資料では測定の枠組みとして、①純粋な原価主義会計、②完全な時価主義会計、③原価主義会計を前提に資産再評価を認める方式、のどれが望ましいかについて議論されている。この結果、③が支持されている。1996年の討議資料では、1993年の討議資料の結果を受けて、具体的な評価および開示の方法について議論されている。これらの議論が踏まえられ、1997年の公開草案を経て、FRS15号の公表へと至る。

以上3つの書類においては、1993年の討議資料から一貫して value to the business の概念が明記されている。しかし、この概念を用いる根拠に関する説明はなく、討議資料の論点として扱われた形跡もない。

そこで、1993年の討議資料が公表された背景を手掛かりに、時間軸をさかのぼる。1993年の討議資料が公表された背景には、当時の資産再評価の実務が多様化していたことがあったとされている¹³⁾。実務の多様化により、企業間および同一企業での時系列における財務諸表の比較可能性が低下し、これを改善すべきとする会計利用者からの要求が高まっていたのである。

そもそも、イギリス企業はなぜ資産再評価を行うのか。これには、3つの説明が可能である。第1は、イギリス会社法が資産再評価を容認していたことである。これは、イギリスにおいて取得価額が判明しない資産が多いこと、および EC 第4号指令の影響を受けており、当該指令で資産再評価が容認されていることなどによる¹⁴⁾。第2は、電力、ガスといった規制産業から資産再評価を容認するよう強力な圧力があったとされていることである。これらの産業では会計利益にもとづいて料金設定が行われているが、物価上昇期に資産再評価を行うことで利益を圧縮させようとするインセンティブが働くとされている¹⁵⁾。第3は、建物の特殊性（石やレンガ造り、地震のリスクが低い、古いほど価値が高いとする文化など）から減価償却を行うことが必ずしも合理的ではないことである。

こうした状況の一方で、資産再評価に関する会計基準は十分に整備されていなかった。資産再評価を扱った当時の会計基準は SSAP12号「減価償却の会計」、SSAP19号「投資不動産の会計」である

が、いずれも詳細な指針は示されていない。このことは、再評価実務が多様化した一因であったと考えられる。なお、この2つの会計基準においても、value to the business が採用された理由については記されていない。

では、さらに時間をさかのぼると、1970年代から80年代のいわゆるインフレーション会計の時代へ至る。物価変動への対応には2つのアプローチが試みられた。1970年代当初は、原価主義会計にもとづく財務諸表の数値を一般物価指数で調整するというアプローチが検討された（SSAP7号「貨幣購買力変動会計」）。これは財務諸表を改訂するものの、その手続きの本質は評価ではなく、むしろ換算である。したがって、このときには value to the business の考え方は存在していない。

その後、1980年に公表された SSAP16号「現在原価会計」では SSAP7号の方式に代えて、各個別資産への物価変動の影響を考慮するアプローチが採用された。この場合には、各資産を個別に評価する必要が生じ、この評価の手続きにおいて value to the business の概念が提唱されている。

この SSAP16号やその公開草案である ED18号に強い影響を与えたのは、1975年9月に公表された Sandilands Report であるとされている。これは、物価変動を会計上どのように取り扱うべきかについて、当時のイギリス政府が F. E. P. Sandilands を委員長とするインフレーション会計委員会を設置し、その委員会が議論の結果をまとめた報告書である。以上のとおり、イギリス会計基準における value to the business の起源は、Sandilands Report にもとめられる。

4 Sandilands Report

4.1 1970年代の時代背景

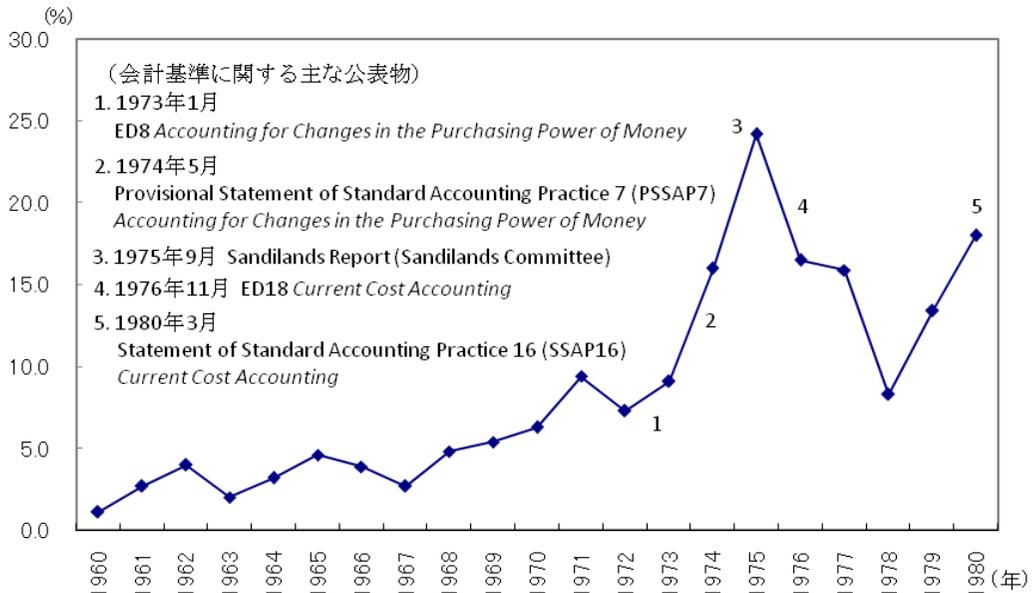
本節では、Sandilands Report に焦点をあて、これが公表された1970年代の時代背景、内容の骨子、value to the business を採用した理由についてのどのような説明がなされているかをみていくことにする。

イギリスにおける1970年代の経済環境は、急速かつ深刻な物価上昇期として特徴づけられる。と

くに1970年代半ばには毎年15～25%の割合で物価指数が上昇している(図表3)。このため、1970年代は従来のいわゆる原価主義会計の限界が指摘され、物価変動に対応する新たな会計システムが模索された時期でもある。図表3は、消費者物価指

数の変化率に加えて、当時の会計基準設定機関であるASC (Accounting Standards Committee) が公表した公開草案や会計基準を示している。Sandilands Report はまさにこうした渦中に公表されたものである。

図表3 イギリスにおける消費者物価指数の変化率



(注) 1 対前年の変化率であり、添字は公表物の番号と対応している。

2 United Nations Monthly Bulletin of Statistics にもとづき筆者作成。

Sandilands Report が公表された1975年には、イギリスにおける概念フレームワーク開発の嚆矢である Corporate Report¹⁶⁾が公表されている。この報告書では、財務報告に関する諸概念と目的、および測定方法について議論されており、当時の財務報告に求められていた特徴がうかがえる。このなかで、利益概念に関して発生概念と保守主義の重要性が指摘されているとともに、当時の経済環境を反映して、財務報告は「業績測定」と「資本維持」という2つの目的を同時に満たさなければならぬと結論づけられている¹⁷⁾。

4.2 Sandilands Report の骨子

Sandilands Report は364ページ、合計20の章から構成されている。重要な主張は次の4つに要約できる¹⁸⁾。

- ① 財務諸表上、原価と価格の変動を認めるべきである。
- ② 現行の会計実務 (SSAP7号の貨幣購買力変動会計をさす) は適切ではなく、財務諸表は企業の実情を誤った方法で表示する傾向にある。
- ③ (一般物価指数での調整ではなく) 保有資産を value to the business により評価し、個々の企業それぞれに対する物価変動の影響を反映させる現在原価会計 (Current Cost Accounting) がもっとも優れている。
- ④ 収益から費消した資産の value to the business を控除することで、保有利得 (holding gain) を除いた営業利益 (operating profit) を計算し、表示する。

Sandilands Report では、この現在原価会計の導

入により、企業に対して、事業活動を継続するにあたって必要な資本を維持したうえでの分配可能な配当金額、貸金として支払可能な金額、およびその他の費用の金額を提供することが可能になると結論づけられている¹⁹⁾。

4.3 value to the business の論拠

Sandilands Report の第5章「会計利用者の情報要求」では、value to the business に関して、次のように記されている。「歴史的原価と『価値』を表示することに対する要求がある。多くの状況において、もっとも有用な『価値』の概念は、value to the business である。」²⁰⁾この論拠は次のように説明されている。

物価変動下では、とくに継続企業と資本維持を前提とした業績評価、および他企業との比較可能性に対する情報要求が指摘されている。これを満たすためには、保有利得と営業利益を別々に表示すること、このために資産を歴史的原価に代わる新たな価値で評価することが必要となる。このときの代替的な価値概念として、正味実現可能価額、再調達原価、割引現在価値が検討された。正味実現可能価額は継続企業を前提としない評価方法であることからいずれも除外される。さらに、単一の時価概念では多様な情報要求に対応できないことから、再調達原価も除外され、最終的に value to the business がもっとも望ましいとされた。

以上が value to the business の論拠として記述されている内容である。それは、代替案の中から消去法で導き出されているという点で、消極的な性格のものであったといえる。

5 学説

value to the business の積極的な意義は何か。本節では、Sandilands Report が採用した value to the business に関する学説に着目する。同報告書が引用した文献などを手がかりに、これに影響を与えたと考えられる学説を整理し、それがどのように展開されてきたのかを明らかにする。これにより、この概念の意義を探っていくことにしたい。

図表2の左側は、value to the business を支持していた代表的な学者を示している。主に1960年代後半から1970年代にかけてこの学説が発展、確立されたことがわかる。なかでも、Solomons[1966]、Baxter[1971][1975]、Edey[1974]はその中心であり、いずれも London School of Economics に所属しながら活発に学説を展開している²¹⁾。また、Corporate Report の作成に委員として携わった Stamp[1971]も支持者の一人である。以下、彼らの文献にもとづき、この学説が生成された経緯を整理、要約する。

5.1 Hicks[1946]と Bonbright[1937]の鍵概念

彼らの学説で重要な役割を果たしている概念が2つある。1つは、Hicks[1946]の“economic income”（経済的利益）であり、いま1つは、Bonbright[1937]の“value to the owner”（所有者にとっての価値）である。

まず、彼らの学説では従来の歴史的原価にもとづく利益計算の限界を指摘するとともに、これに代わる利益概念として Hicks[1946]の経済的利益を援用する。すなわち、「利益とは、期中に消費しえて、かつ、期末に期首と同じ裕福さ（well off）を維持できると期待しうる最大額である。」²²⁾とする。これを企業会計に適用すると、「利益とは、企業の資本価値を維持したうえで消費（配当）できる最大額」と書き換えられることになる。

ここで問題となるのが資本価値をどのように定義し、測定するかである。彼らはまず、将来キャッシュフローの割引現在価値を想定し、検討している。しかし、これを実際に財務報告に適用することは2つの理由から困難であると結論づける。1つは主観性の高さ、いま1つはグルーピングの問題、すなわち複数の資産が有機的にキャッシュフローを生み出すような場合に、測定が困難になるということである。

そこで、彼らは Bonbright[1937]の value to the owner という価値概念を援用する。value to the owner とは、「直接的であれ間接的であれ、所有者がその財産を剥奪された場合に被ると予想される損失全体の逆価値（adverse value）」²³⁾と定義される。具体的には、以下のように説明される。

『私の家は、私にとって \$ 10,000 の価値がある』という場合、それは私にとってその家の価値が「\$ 10,000 の現金による取得物」と同じ価値をもっているということと同じである。一方で、その家の所有権を失うことによる予想損失額は、『私にとって \$ 10,000 の逆価値 (adverse value) を持っている』ということとも同じである。この『予想損失額』『損害』『傷害』といった否定的な言葉は、『価値』『富』『重要性』といった肯定的な言葉の単に裏返しである。」²⁴⁾

このように、資本価値を「当該財産を失った場合に被ると予想される損失額」と裏返して捉えることで、本稿の第2節で確認したとおり、この具体的な金額について再調達原価と回収可能価額（正味実現可能価額と使用価値のいずれか高い方）のうちいずれか低い方の価額として測定する方法が導かれる。

以上のように、Hicks[1947]の経済的利益の概念と、Bonbright[1937]の価値概念が融合するかたちで“value to the business”の概念が生成されるに至ったといえる。

5.2 value to the business の利点

それでは、この value to the business による測定方法にはどのような利点があるか。第1に割引現在価値を回避しう点、第2に状況に応じた選択的な測定が行える点、第3に資本維持を達成する点の3つについて検討する。

第1に、この測定方法を用いることで、将来キャッシュフローの割引現在価値（使用価値）の使用を回避できるとされている。この論拠は、以下に具体的に示すように、多くの状況において、当該資産を失った場合に被ると予想される損失額は、再調達原価になると考えられることによる。

再調達原価、正味実現可能価額、使用価値の3つの関係の組み合わせは6通りある。それぞれのケースでどれが value to the business として採用されるかを検討すると、まずケース1から4はいずれも再調達原価が採用される。次にケース5は、再調達原価より使用価値の方が低いという、いわゆる資産に減損が生じているケースである。彼らに

よれば、通常に事業を行っていることを想定した場合、このような状況はまれであり、多くはケース3のように使用価値が高い状況にあるはずであろうと推論される。ケース3とは、再調達原価である。

ケース6では正味実現可能価額より使用価値の方が低いという状況である。しかし、こうした状況であれば企業はすでに当該資産を売却しているはずであるから、このケースは実際にはほとんど生じないと推論される。

したがって6つのケースのうち、ケース5とケース6は実際に発生する可能性が低く、この結果、資産を失った場合に被る損失額は再調達原価になり、割引現在価値が使われる状況を極力回避できると主張されている。

図表4 3つの時価の大小関係の組み合わせ

- 1 $NRV > PV > RC$
- 2 $NRV > RC > PV$
- 3 $PV > RC > NRV$
- 4 $PV > NRV > RC$
- 5 $RC > PV > NRV$
- 6 $RC > NRV > PV$

NRV : Net Realizable Value 正味実現可能価額

RC : Replacement Cost 再調達原価

PV : Present Value 割引現在価値 (使用価値)

下線は各状況における value to the business

第2に、value to the business は3つの時価概念を個々の企業のおかれた状況によって選択的に適用する枠組みを提供しており、これにより単一の時価概念を画一的に適用する場合に比べて、測定の有用性が高まると考えられている²⁵⁾。すでに述べたように、value to the business によれば、実際には多くのケースで再調達原価が用いられると考えられる。しかし、例外的な状況では資産の取替を想定することが不合理な場合もある。とくに、上記ケース5のような資産に減損が生じている場合である。このため、測定基準として再調達原価を画一的に用いるのではなく、あくま

で状況に応じて資産価値をけってする value to the business の枠組みの方が合理的であると主張されている。

第3に、この概念が企業経営を継続するために必要な資本を維持させることに役立つと考えられている。Baxter[1975]は以下のように述べている。

「value to the business は、日々の経営上の意思決定に対して適切な数値を示す点で、非常に優れている。経営者が事業を行うかどうかの意思決定をする場合、すでに保有している在庫を使い切ったら将来の財務諸表にどのような悪い影響が生じるのかという観点から原価を見積もらなければならない。」
(Baxter[1975])

すでに述べたように、この学説が展開された時期は1960年代後半の物価上昇期である。保有資産の価格が上昇するなか、企業を継続させるために現在保有している資産を常に再調達できる状態に維持させることが経営にとっての重要な課題とされていた。

そこで、保有資産を value to the business によって評価し、その際に生じる評価差額を損益計算書ではなく貸借対照表に直接計上する。これにより、利益は低めに、資産は取替可能な金額で計上されることになる。これは、保守主義や継続企業と一貫した会計処理でもある。

6 1990年代におけるコメントレターの分析

本節では、1990年代に ASB に寄せられたコメントレターを分析することを通じて、value to the business の現代的な意義を探る。分析のねらいは、1970年代の物価変動期に提唱された value to the business が、現在でもなおイギリスにおいて定着していることに対する説明を行うことであり、これにあたりこの測定基準が同国の会計実務に果たしている役割や効果を見出すことである²⁶⁾。

第3節でみたように、ASB は1990年代に2つの討議資料と1つの公開草案を公表している。これに対して、各界から寄せられたコメントレターは合計243通ある。このうち1993年の討議資料に寄せ

られた60通を対象に分析を行う²⁷⁾。以下は、コメント提出者の属性であり、括弧内は団体を内数で示している²⁸⁾。

産 業	26 (8)	学 術	2
監 査	16 (5)	法 律	1 (1)
金 融	8 (3)	N P O	1
個 人	4	入手不可	4
政 府	2	合 計	64

分析の結果は以下のとおりである。まず、value to the business という言葉が含まれているものは12通ある。このうち、この概念の評価を具体的にを行っているものは次の1通のみである。

「われわれは、資産時価を測定する適切な基準として value to the business の利用を支持してきた。これは、幅広い多様な状況において、資産評価の方法を提供するからである。・・・(中略)・・・財務報告に対するすべての要求に合致する唯一の評価方法は存在しない。」

(Chartered Institute of Public Finance and Accountancy)

これは、前節で述べた value to the business の第2の利点である。

一方、コメントレター全体で多くみられる意見は、測定の主観性 (subjectivity) を高めるべきではないとする内容のものであり、具体的に言及しているものは13通ある (産業6, 監査3, 金融2, および個人と NPO がそれぞれ1)。

「使用価値は、その決定が困難であり、もっとも争いのもととなる測定である。ASB は、使用価値の主観性の高さと、この測定のみにもとづいた場合には十分な信頼性が得られないであろうことを認識している。」

(Hillier Parker May & Rowden)

「評価の際に主観的な性質と伴う現在価値会計への移行に対して、ASB は慎重、かつ実務

を考慮したアプローチをとるよう強く要望する。」

(*British Merchant Banking and Securities Houses Association*)

1990年代においても、主観性の高い割引現在価値に対する抵抗感があり、このことは value to the business が支持される一因になっていると推察できる。

7 結論

イギリス会計基準において、なぜ資産価値を value to the business (もし当該資産を失った場合に被ると予想される損失の最少額) により評価するのか。この問題に対して本稿で明らかになったことは以下のとおりである。

- 1 イギリス会計基準におけるこの概念の起源は、物価変動期の1975年9月に公表された Sandilands Report である。
- 2 この時代の会計利用者が財務報告に対して示していた要求は、物価変動に対応した業績測定、資本維持、保守主義、などであり、この要求を満たすために個別資産の価値を value to the business によって測定することが提唱された。
- 3 value to the business の利点は、主観性の高い割引現在価値の回避、状況に応じた選択的な測定、企業経営における資本維持(継続企業)の達成である。

また、断片的な証拠にもとづく限りであるが、

- 4 1990年代においても、主観性の高い割引現在価値に対する抵抗感があり、このことは value to the business が支持される一因になっていると推察できる。

これらの発見に対するインプリケーションは、以下のとおりである。

第1は、イギリスにおける資産再評価に対する捉え方についてである。資産再評価が容認されていることは、一見、楽観的な会計処理という印象

を与えうるが、その起源をたどると実は物価上昇期において利益計算に維持すべき資本を反映させようとする(配当可能利益を少なく算定する)、むしろ保守的な会計処理の発想から出発している。

また、資産再評価に関する多くの実証研究では、再評価差額を「業績」と捉え、この価値関連性について検証を行っているが、この再評価差額の性格は、業績というより、むしろ「維持すべき資本」と捉える方が適切かもしれない。少なくとも、経営者の意識においては後者の捉え方がなされているように推察される。

第2は、固定資産に関する会計基準のこれまでの発展の特徴についてである。value to the business は、財務報告において割引現在価値の利用をいかに回避するか、という工夫あるいは試みとして解釈することができる。こうした工夫は、過去にアメリカにおいても減損会計基準の設定においてみられた。アメリカでは、減損が認められた資産について「再投資」を抑制し、これにより再調達原価で簿価を再評価する会計処理を導いた。これは、割引現在価値を回避するための工夫であったともみられている。イギリスにせよ、アメリカにせよ、資産価値の算出における割引現在価値の使用を回避するための理論的な支えが開発されてきたと解釈することもできるであろう。

わが国の減損会計基準では、減損が生じた資産の価値を回収可能価額(割引現在価値と正味売却価額のいずれか高い方)で測定することが求められている。事前の予想では、当該資産を保有している以上、割引現在価値の方が多く用いられるとされたが、実際は逆であった²⁹⁾。このことは、割引現在価値の適用が実際には困難である可能性をも示唆している。測定実務に関するより詳細な実態調査が行われなければならないが、割引現在価値の利用を回避するイギリスの試みは、有益な理論的素材の1つになり得る。

本研究に残された課題として、イギリス資産評価に関する追加的な学説研究、イギリス企業の資産再評価実務に関する実態調査・実証分析の展開、およびコメントレーターのより詳細にわたる分析があげられる。

参考文献

(会計基準・公開草案・討議資料を除く)

- 伊藤邦雄『会計制度のダイナミズム』岩波書店, 1996年。
- 大塚成男「会計基準決定要因としての利害関係者の要請 — FASB ステートメント33号の設定と撤廃をめぐって」『千葉大学経済研究』第13巻, 第4号, 1999年, pp. 795-847.
- 加古宜士『物価変動会計論』中央経済社, 1981年。
- 川島健司「回収可能価額の測定に関する実証分析—平成17年3月期の減損会計・早期適用企業を中心に」齋藤真哉編著『減損会計の税務論点』中央経済社, 2007年, pp. 288-302.
- 菊谷正人「国際会計基準第16号『有形固定資産』の総合的・分析的検討」『経営志林』第44巻, 第1号, 2007年, pp. 37-53.
- 辻山栄子「時価主義会計の意義と問題点」齋藤静樹編著『企業会計における資産評価基準』第一法規, 1994年, pp. 129-149.
- 前田貞芳「インフレーション会計制度化の視点—イギリスにおけるインフレーション会計制度化の分析を中心として」『武蔵大学論集』第27巻, 第3・4・5号, 1979年。
- 万代勝信「イギリスにおける固定資産時価評価の導入」安藤英義先生退官記念論文集刊行委員会編『会計学論考—歴史と最近の動向』中央経済社, 2007年, pp. 19-44.
- 森田哲彌『価格変動会計論』国元書房, 1979年。
- 吉田寛『会計学・研究ノート』中央経済社, 1977年。
- Aboddy, D., M.E. Barth and R. Kasznik, “Revaluations of fixed assets and future firm performance: Evidence from the UK,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 26, Nos. 1-3, January 1999, pp. 149-178.
- Ashton, R.K., “Value to the Owner: A Review and Critique,” *ABACUS*, Vol. 23, No. 1, 1987.
- Baxter, W. T., *Depreciation*, Sweet and Maxwell, 1971.
- , *Accounting values and inflation*, McGraw-Hill Book Company, 1975.
- , *The Case for Deprival Value*, The Institute of Chartered Accountants of Scotland, 2003.
- Bonbright, J. C., *The Valuation of Property*, McGraw-Hill, 1937.
- Boersema, J., “A flexible approach to price variation accounting,” *Accountancy*, July 1979.
- Chambers, R. J., “Value to the Owner,” *ABACUS*, June, 1971.
- Clayton, P. and J. Blake, *Inflation Accounting*, Longman Group Limited, 1984.
- Davies, M., R. Paterson and A. Wilson, *UK GAAP*, 6th edition, Ernst & Young, 1999.
- Edey, H. C., “Deprival Value and Financial Accounting,” pp. 75-83, H. C. Edey and B. S. Yamey, *Debits, Credits, Finance, and Profits*, Sweet and Maxwell, 1974.
- Gee, K. P. and K. V. Peasnell, “A Pragmatic Defence of Replacement Cost,” *Accounting and Business Research*, Autumn 1976.
- Hicks, J. R., *Value and Capital* (2nd edition), Clarendon Press, 1946.
- Lennard, A., “Whose value,” *inside TRACK*, Accounting Standards Board, July 2001, pp. 3-4.
- Lin, Y. C. and K. V. Peasnell, “Fixed Asset Revaluation and Equity Depletion in the UK,” *Journal of Business Finance & Accounting*, 27 (3)&(4), April/May 2000, pp. 359-394.
- Nobes, C., *Asset Measurement Bases in UK and IASC Standards*, Certified Accountants Educational Trust, London, 2001.
- Rayman, R. A., *Accounting Standards: true or false?*, Routledge, 2006.
- Sandilands Committee, *Inflation Accounting: Report of the Inflation Accounting Committee*, Her Majesty's Stationery Office, 1975.
- Staff of Canadian Accounting Standards Board, *Discussion Paper: Measurement Bases for Financial Accounting—Measurement on Initial Recognition*, International Accounting Standards Board, November 2005.
- Stamp, E., “Income and Value Determination and Changing Price Levels: an Essay Towards a Theory,” *The Accountant's Magazine*, June 1971, pp. 277-292.
- Solomonds, D. “Economic and Accounting Concepts of Cost and Value”. Chapter 6, pp. 117-40, M. Backer, *Modern Accounting Theory*, Prentice-Hall, 1966.
- Tweedie, D. and G. Whittington, *Inflation accounting: An Introduction to the Debate*, Cambridge University Press, 1984. (辻山栄子訳『会計測定の基礎—インフレーション・アカウンティング』中央経済社, 2003年)

- Tweedie, D. and G. Whittington, *The debate on inflation accounting*, Cambridge University Press, 1984.
- Wanless, P. T., "Reflections on Asset Value and Value to the Firm," *ABACUS*, December 1974.
- Whittington, G., *Inflation Accounting, An Introduction to the Debate*, Cambridge University Press, 1983.
- , "Deprivation Value and Price Change Accounting in the U. K.," *ABACUS*, Vol. 34, No. 1, 1998, pp. 28-30.
- Wright, F. K., "Towards a General Theory of Depreciation," *Journal of Accounting Research*, Vol. 2, pp. 80-90, 1964.
- , "Value to the Owner: A Clarification," *ABACUS*, 1971, pp. 58-61.
- Yoshida, H., "Value to the Firm and the Asset Measurement Problem," *ABACUS*, June, 1973.
- Zijl, T. V. and G. Whittington, "Deprivation value and fair value: a reinterpretation and a reconciliation," *Accounting and Business Research*, Vol. 36, No. 2, pp. 121-130, 2006.
- Ashton[1987], pp. 3-4.
- 6) 我が国で value to the business の概念について取り上げられた研究は数多い(代表的なものとして、森田[1979], 前田[1979], 加古[1981])。しかし、本稿の問題設定とは視点が異なっている。
- 7) Staff of Canadian Accounting Standards Board[2005], pp. 23-25を参照。
- 8) 資産再評価の会計基準が存在しないアメリカにおいても、2006年9月にFAS157号「公正価値会計」が公表され、資産時価の測定について関心が高まっている。この会計基準は、公正価値の定義、測定の手組み、開示内容の基準を示しており、時価評価が認められている金融商品等のほか、固定資産の減損処理の際にも適用される。
- 9) Zijl and Whittington[2006], p. 121. は同様の見解を述べている。
- 10) 同様の指摘を行っている論者として、Lennard[2001], pp. 3-4, Nobes[2001], Baxter[2003], Rayman[2006], p. 56.
- 11) 国際会計基準においても資産再評価が認められているが、そこでの時価の概念は公正価値(fair value)である。公正価値とは、取引の知識がある自発的な当事者間で、独立第三者間の取引条件により資産が交換されるときの時価額と定義されている(IAS16号, par. 30)。詳しくは菊谷[2007]を参照。
- 12) 再調達原価、正味実現可能価額、使用価値の諸概念については、注記4に示す概念フレームワーク(ASB[1999])を参照。
- 13) Accounting Standards Board, *The Role of Valuation in Financial Reporting*, ASB, 1993., par. 3.
- 14) イギリスで固定資産の時価評価が導入された歴史的背景については、万代[2007]に詳しい。また、同国の会計基準と会社法について伊藤[1996], pp. 448-450も参照。
- 15) Whittington[1998], pp. 29-30.
- 16) Accounting Standards Steering Committee, *The Corporate Report*, ASSC, 1975.
- 17) *Ibid.*, pars. 7.4 and 7.12.
- 18) Tweedie and Whittington[1984], p. 96., Davies et al. [1999], p. 88. に詳しい。
- 19) Sandilands Committee[1975], par. 27.
- 20) *Ibid.*, par. 144.
- 21) Tweedie and Whittington[1983], 訳書 p. 151.

注

- 1) 例えば、「企業にとっての価値」と翻訳しているものとして前田[1979], 加古[1981], 辻山[1994], 「企業価値」と翻訳しているものとして吉田[1977]がある。
- 2) Chambers[1971]は実際に value to the business の概念を将来キャッシュフローの割引現在価値と混同し、Wright[1971]によってその誤りを指摘されたことがある。
- 3) イギリスにおいて資産再評価は任意とされている。Lin and Peasnell[2000]の調査によると、1991年においてロンドン証券取引所に上場した事業会社からランダムに抽出した1,083社のうち、資産再評価を経験した企業の割合は56.1%である。また、Aboody et al. [1999]の調査(サンプルの数と期間は6,633社、1983年~1995年)でも、58.9%の企業が正の再評価剰余金を計上しており、彼らは「イギリスにおいて再評価は一般的である」と述べている。
- 4) Accounting Standards Board, *Statement of Principles for Financial Reporting*, ASB, 1999.
- 5) Royal Dutch Shell 社の Boersema[1979], p. 279,

- 22) Hicks[1946], p. 172. なお、引用文中の傍点は筆者による。
- 23) Bonbright[1937], p. 71.
- 24) Ibid., p. 72.
- 25) 単一の時価概念では多様な情報要求に対応できず、状況に応じて選択的な時価が用いられるべきであるとする考え方は、Corporate Report にも明示されている。(pars. 7. 38 and 7. 46.)
- 26) 分析対象とするコメントレターの主な立場は次のとおりである。原価主義会計を前提に、資産再評価を容認する会計システムを支持しているのが45通、資産再評価を認めない純粋な原価主義会計を支持しているのが3通、完全な時価主義会計を支持しているのが4通である。
- 27) ASB の公表では64通とされているが、このうち実際に入手できるものは60通である。
- 28) この分類は FASB で用いられている分類項目にしたがって筆者が行った。なお、会計基準設定機関に寄せられたコメントレターの分析方法については、大塚[1999]を参考にしている。
- 29) 川島[2007]を参照。

本研究は、2006年度科学研究費補助金（若手研究 B、課題番号18730302）の研究成果の一部である。